

防災マニュアル検証ワーキンググループ設置要綱

(令和4年4月1日館長決裁)

(目的)

第1条 当館の防災マニュアルを運用し、検証するために、防災マニュアル検証ワーキンググループを設置する。

(構成)

第2条 委員長は、展示、資料調査・活用担当主席学芸主幹とする。

2 委員は総合的有害生物管理（IPM）推進委員会委員が兼ねる。

3 事務局は資料調査・活用担当に置く。

(事務局の役割)

第3条 事務局は、経営総合調整会議の防災マニュアル等策定部会の結果を委員に周知するとともに、防災マニュアルの運用、検証を適宜実施するものとする。

(会議)

第4条 会議は必要に応じて委員長が招集し、議長を務める。

議長が必要と認めるときは、委員以外の職員が出席することができる。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。